

情報モラル啓発資料④（家庭啓発用）～インターネット上の書き込みについて～

学校便りや学級通信、学校HP等に、以下の資料をコピー＆ペーストして活用してください。編集可能なテキストと、そのまま貼り付けられる画像を以下に準備しています。テキストについては、必要に応じて内容を編集されて構いませんので、積極的に活用してください。

編集可能テキスト

インターネット上に他人の悪口を書くとは罪に問われる可能性があります！

インターネット上の投稿は、いろいろな人が目にする可能性があります。そのためインターネット上に他人の悪口を書くことは、人前でその人を侮辱したと同じで、罪に問われることがあります。ご家庭でも以下のことを、お子さんと一緒に確認しましょう。

○例えばこんな書き込みをすると、罪に問われる可能性があります

- ・SNSに友だちの写真をのせて、冗談半分に悪口を書いた。
- ・チャットグループで特定の児童生徒の悪口を書いた。
- ・掲示板やニュースの記事のコメント欄に、有名人の悪口を書いた。

○勝手に他人を撮影することもダメです！

他人の悪口だけでなく、勝手に他人を撮影したり、その写真や動画をインターネット上に投稿したりすること、やってはいけないことです。相手から訴えられてしまうことがあります。

○インターネット上の投稿はすべて記録されています

インターネット上には、自分の名前を出さずに投稿できるサービスがたくさんあります。そういう場所ですら何を投稿しても大丈夫だと考えている人もいます。しかし、インターネット上の投稿は「いつでも・どの機器から」投稿したのかという記録が残されているので、名前を出していないだけでも、誰が投稿したかを調べることができます。

**【侮辱罪について】**

令和4年7月7日より「侮辱罪」が厳罰化されました。
「侮辱罪」とは、不特定多数の人の前で他人を侮辱すると罰せられる犯罪のことで、インターネット上の書き込みも該当します。厳罰化された背景の一つに、インターネット上の誹謗中傷による被害の深刻化が挙げられます。そのため、悪質な投稿への対処がこれまで以上に厳しくなることが予想されます。あらためて、お子さんに注意を促してください。

☆☆ お子さんと確認しておきたいポイント ☆☆☆

- ・たとえ冗談であっても、インターネット上に他人の悪口を書いてはいけないこと。
- ・匿名で書き込みができるサービスでも、投稿者の特定は可能であること。
- ・もし自分や友だちに対する誹謗中傷を見つけたら、証拠としてその書き込みを画像で保存し、すぐに保護者に相談すること。
- ・他人が誹謗中傷を書いた投稿を拡散する行為も、その悪口に賛同したものとみなされ、罪に問われる可能性があること。
- ・他人を撮影する際は、必ず本人に許可をとること。さらに、その写真や動画をインターネット上に投稿するときも必ず許可が必要であること（勝手に他人の画像を投稿しないこと）。



画像

インターネット上に他人の悪口を書くとは罪に問われる可能性があります！

インターネット上の投稿は、いろいろな人が目にする可能性があります。そのためインターネット上に他人の悪口を書くことは、人前でその人を侮辱したと同じで、罪に問われることがあります。ご家庭でも以下のことを、お子さんと一緒に確認しましょう。

○例えばこんな書き込みをすると、罪に問われる可能性があります

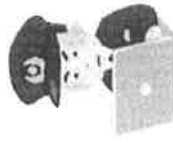
- ・SNSに友だちの写真をのせて、冗談半分に悪口を書いた。
- ・チャットグループで特定の児童生徒の悪口を書いた。
- ・掲示板やニュースの記事のコメント欄に、有名人の悪口を書いた。

○勝手に他人を撮影することもダメです！

他人の悪口だけでなく、勝手に他人を撮影したり、その写真や動画をインターネット上に投稿したりすること、やってはいけないことです。相手から訴えられてしまうことがあります。

○インターネット上の投稿はすべて記録されています

インターネット上には、自分の名前を出さずに投稿できるサービスがたくさんあります。そういう場所ですら何を投稿しても大丈夫だと考えている人もいます。しかし、インターネット上の投稿は「いつでも・どの機器から」投稿したのかという記録が残されているので、名前を出していないだけでも、誰が投稿したかを調べることができます。

**【侮辱罪について】**

令和4年7月7日より「侮辱罪」が厳罰化されました。
「侮辱罪」とは、不特定多数の人の前で他人を侮辱すると罰せられる犯罪のことで、インターネット上の書き込みも該当します。厳罰化された背景の一つに、インターネット上の誹謗中傷による被害の深刻化が挙げられます。そのため、悪質な投稿への対処がこれまで以上に厳しくなることが予想されます。あらためて、お子さんに注意を促してください。

☆☆ お子さんと確認しておきたいポイント ☆☆☆

- ・たとえ冗談であっても、インターネット上に他人の悪口を書いてはいけないこと。
- ・匿名で書き込みができるサービスでも、投稿者の特定は可能であること。
- ・もし自分や友だちに対する誹謗中傷を見つけたら、証拠としてその書き込みを画像で保存し、すぐに保護者に相談すること。
- ・他人が誹謗中傷を書いた投稿を拡散する行為も、その悪口に賛同したものとみなされ、罪に問われる可能性があること。
- ・他人を撮影する際は、必ず本人に許可をとること。さらに、その写真や動画をインターネット上に投稿するときも必ず許可が必要であること（勝手に他人の画像を投稿しないこと）。



子供たちの安全なインターネット利用のために
～インターネット上の書き込みについて～

インターネット上に他人の悪口を書くとは罪に問われる可能性があります！

インターネット上の投稿は、いろいろな人が目にする可能性があります。そのためインターネット上に他人の悪口を書くことは、人前でその人を侮辱したと同じで、罪に問われることがあります。ご家庭でも以下のことと、お子さんと一緒に確認しましょう。

○例えばこんな書き込みをすると、罪に問われる可能性があります

- ・SNSに友だちの写真をのせて、冗談半分に悪口を書いた。
- ・チャットグループで特定の児童生徒の悪口を書いた。
- ・掲示板やニュースの記事のコメント欄に、有名人の悪口を書いた。

○勝手に他人を撮影することもダメです！

他人の悪口だけでなく、勝手に他人を撮影したり、その写真や動画をインターネット上に投稿したりすること、やってはいけないことです。相手から訴えられてしまうことがあります。

○インターネット上の投稿はすべて記録されています

インターネット上には、自分の名前を出さずに投稿できるサービスがたくさんあります。そういう場所ですら何を投稿しても大丈夫だと考えている人もいます。しかし、インターネット上の投稿は「いつでもどこでも・どの機器から」投稿したのかという記録が残されているので、名前を出していないくても、誰が投稿したかを調べることができます。

【侮辱罪について】

令和4年7月7日より「侮辱罪」が厳罰化されました。

「侮辱罪」とは、不特定多数の人の前で他人を侮辱すると罰せられる犯罪のことです。インターネット上の書き込みも該当します。厳罰化された背景の一つに、インターネット上の誹謗中傷による被害の深刻化が挙げられます。そのため、悪質な投稿への対処がこれまで以上に厳しくなることが予想されます。あらためて、お子さんに注意を促してください。

☆☆ お子さんと確認しておきたいポイント ☆☆☆

- ・たとえ冗談であっても、インターネット上に他人の悪口を書いてはいけないこと。
- ・匿名で書き込みができるサービスでも、投稿者の特定は可能であること。
- ・もし自分や友だちに対する誹謗中傷を見つけたら、証拠としてその書き込みを画像で保存し、すぐに保護者に相談すること。
- ・他人が誹謗中傷を書いた投稿を拡散する行為も、その悪口に賛同したものとみなされ、罪に問われる可能性があること。
- ・他人を撮影する際は、必ず本人に許可をとること。さらに、その写真や動画をインターネット上に投稿するときも必ず許可が必要であること（勝手に他人の画像を投稿しないこと）。

情報モラル啓発資料⑤（家庭啓発用） ～家庭でのルールづくりについて～

学校便りや学級通信、学校HP等に、以下の資料をコピー＆ペーストして活用してください。編集可能なテキストと、そのまま貼り付けられる画像を以下に準備しています。テキストについては、必要に応じて内容を編集されて構いませんので、積極的に活用してください。

編集可能テキスト

ルールづくりの3つのポイント

家庭の中でも、子供たちは端末やインターネットなどを利用する機会が増えてきました。インターネットはとても便利な反面、様々な危険がひそんでいます。お子さんがトラブルに巻き込まれる危険性を減らすためには、家庭内でのルールづくりが大切です。

①保護者の方とお子さんで話し合って決めましょう！

ルールを守りを守るためには、そのルールがなぜ必要なのかをお子さん自身と理解しておく必要があります。

そのため、保護者の方が一方的にルールを決めるのではなく、お子さんと一緒に話し合ってルールを決めましょう。

×「夜遅くまで」

まだ眠たくないから、もう少しゲームしよう！

○「9時まで」

9時になったから、もう寝よう！

②具体的なルールにしましょう！

「夜遅くまでインターネット機器を使わない」という曖昧なルールだと、その日の気分によって何時まで使うのかわかってきてしまいます。

「インターネットの利用は夜9時まで」といった具体的なルールにしましょう。

③定期的に話し合って見直しましょう！

ルールは一度つくったら、それで終わりではありません。インターネット機器を使っていくうちに、子供たちはいろいろな使い方を覚えていきます。一旦作ったルールも、お子さんの使い方に適さなくなることがありますので、半年に1回など、定期的に話し合って見直していくことが大切です。

☆☆☆ 家庭内ルールの例 ☆☆☆

- ・インターネットに自分や友だちの個人情報を書かない。
- ・インターネットに他人の悪口を書かない。
- ・インターネット利用は「夜～時」まで。（※具体的に決める）
- ・寝る部屋にスマホやタブレットを持ち込まない。
- ・スマホやタブレットはリビングで充電をする。
- ・食事中や会話中にインターネット機器を使わない。
- ・インターネットを使っていてトラブルになりそうときには、すぐに保護者に相談する。

ルールづくりの3つのポイント

家庭の中でも、子供たちは端末やインターネットなどを利用する機会が増えてきました。インターネットはとても便利な反面、様々な危険がひそんでいます。お子さんがトラブルに巻き込まれる危険性を減らすためには、家庭内でのルールづくりが大切です。

①保護者の方とお子さんで話し合って決めましょう！

ルールを守りを守るためには、そのルールがなぜ必要なのかをお子さん自身と理解しておく必要があります。

そのため、保護者の方が一方的にルールを決めるのではなく、お子さんと一緒に話し合ってルールを決めましょう。

②具体的なルールにしましょう！

「夜遅くまでインターネット機器を使わない」という曖昧なルールだと、その日の気分によって何時まで使うのかわかってきてしまいます。

「インターネットの利用は夜9時まで」といった具体的なルールにしましょう。

③定期的に話し合って見直しましょう！

ルールは一度つくったら、それで終わりではありません。インターネット機器を使っていくうちに、子供たちはいろいろな使い方を覚えていきます。一旦作ったルールも、お子さんの使い方に適さなくなることがありますので、半年に1回など、定期的に話し合って見直していくことが大切です。

☆☆☆ 家庭内ルールの例 ☆☆☆

- ・インターネットに自分や友だちの個人情報を書かない。
- ・インターネットに他人の悪口を書かない。
- ・インターネット利用は「夜～時」まで。（※具体的に決める）
- ・寝る部屋にスマホやタブレットを持ち込まない。
- ・スマホやタブレットはリビングで充電をする。
- ・食事中や会話中にインターネット機器を使わない。
- ・インターネットを使っていてトラブルになりそうときには、すぐに保護者に相談する。

子供たちの安全なインターネット利用のために ～家庭でのルールづくりについて～

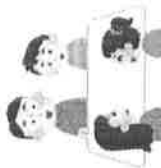
ルールづくりの3つのポイント

家庭の中でも、子供たちは端末やインターネットなどを利用する機会が増えてきました。インターネットはとても便利な反面、様々な危険がひそんでいます。お子さんがトラブルに巻き込まれる危険性を減らすためには、家庭内でのルールづくりが大切です。

①保護者の方とお子さんで話し合って決めましょう！

ルールをしっかり守るためには、そのルールがなぜ必要なのかをお子さん自身とちゃんと理解しておく必要があります。

そのため、保護者の方が一方的にルールを決めるのではなく、お子さんと一緒に話し合ってルールを決めましょう。



②具体的なルールにしましょう！

「夜遅くまでインターネット機器を使わない」という曖昧なルールだと、その日の気分によって何時まで使うのかわかってきてしまいます。

「インターネットの利用は夜9時まで」といった具体的なルールにしましょう。



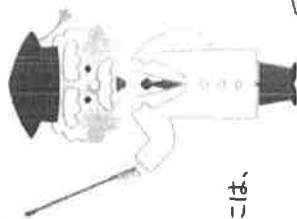
③定期的に話し合って見直しましょう！

ルールは一度つくったら、それで終わりではありません。インターネット機器を使っていくうちに、子供たちはいろいろな使い方を覚えていきます。一旦作ったルールも、お子さんの使い方に適さなくなることがありますので、半年に1回など、定期的に話し合って見直していくことが大切です。



☆☆☆ 家庭内ルールの例 ☆☆☆

- ・インターネットに自分や友だちの個人情報を書かない。
- ・インターネットに他人の悪口を書かない。
- ・インターネット利用は「夜～時まで」と具体的に決める。
- ・寝る部屋にスマホやタブレットを持ち込まない。
- ・スマホやタブレットはリビングで充電をする。
- ・食事中や会話中にインターネット機器を使わない。
- ・インターネットを使っていてトラブルになりそうときには、すぐに保護者に相談する。



情報モラル啓発資料⑥（家庭啓発用）～個人情報と著作権について～

学校便りや学級通信、学校HP等に、以下の資料をコピー＆ペーストして活用してください。編集可能なテキストと、そのまま貼り付けられる画像を以下に準備しています。テキストについては、必要に応じて内容を編集されて構いませんので、積極的に活用してください。

編集可能テキスト

インターネットを使う上で気をつけるべき情報の取り扱いについて

インターネットを使う上で気をつけなくてはならないのが、情報の取り扱いについてです。中でも特に重要な個人情報と著作権の2つについて、ご紹介します。ぜひ、ご家庭でも話題に挙げてください。

個人情報について

個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことで、単体で個人を識別できるもの（氏名、住所、顔写真など）だけでなく、他の情報と照合することで識別が可能になるもの（運転免許証やパスポートの番号、メールアドレスなど）も含まれます。つまり、その人に関する情報はすべて個人情報になりうるということです。

◆個人情報を取り扱う際の注意点

- ・ 個人情報取得し利用する際は目的以外に使わない。
- ・ 取得した個人情報を利用目的以外に使わない。
- ・ 個人情報を第三者に提供する際は、予め本人の同意を得る。
- ・ 個人情報を安易にインターネット上にのせたり、入力したりしない。



著作権について

誰かが創作した著作物には著作権が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。

誰かがSNS上に投稿した写真も、児童生徒が描いた絵も著作物であり、著作者の許可なく使うと、著作権の侵害となる可能性があります。

【児童生徒が陥りがちな「著作権」トラブル】

- ・ テレビの録画番組等を動画サイトにアップロードする。
- ・ SNSの自分のアイコンに、アニメのキャラクター等の画像を使用する。
- ・ ガイドラインを確認せずに、ゲーム実況動画をアップロードする。 など

☆【参考】「公益社団法人著作権情報センター」のサイト☆

『みんなのための著作権教室』

<http://kids.orc.or.jp/index.html>



インターネットを使う上で気をつけるべき情報の取り扱いについて

インターネットを使う上で気をつけなくてはならないのが、情報の取り扱いについてです。中でも特に重要な個人情報と著作権の2つについて、ご紹介します。ぜひ、ご家庭でも話題に挙げてください。

個人情報について

個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことで、単体で個人を識別できるもの（氏名、住所、顔写真など）だけでなく、他の情報と照合することで識別が可能になるもの（運転免許証やパスポートの番号、メールアドレスなど）も含まれます。つまり、その人に関する情報はすべて個人情報になりうるということです。

◆個人情報を取り扱う際の注意点

- ・ 個人情報取得し利用する際は目的以外に使わない。
- ・ 取得した個人情報を利用目的以外に使わない。
- ・ 個人情報を第三者に提供する際は、予め本人の同意を得る。
- ・ 個人情報を安易にインターネット上にのせたり、入力したりしない。



著作権について

誰かが創作した著作物には著作権が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。

誰かがSNS上に投稿した写真も、児童生徒が描いた絵も著作物であり、著作者の許可なく使うと、著作権の侵害となる可能性があります。

【児童生徒が陥りがちな「著作権」トラブル】

- ・ テレビの録画番組等を動画サイトにアップロードする。
- ・ SNSの自分のアイコンに、アニメのキャラクター等の画像を使用する。
- ・ ガイドラインを確認せずに、ゲーム実況動画をアップロードする。 など

☆【参考】「公益社団法人著作権情報センター」のサイト☆

『みんなのための著作権教室』

<http://kids.orc.or.jp/index.html>



インターネットを使う上で気をつけるべき情報の取り扱いについて

インターネットを使う上で気をつけなくてはいけないのが、情報の取り扱いについてです。中でも特に重要な個人情報と著作権の2つについて、ご紹介します。ぜひ、ご家庭でも話題に挙げてください。

個人情報について

個人情報とは特定の個人を識別できる情報のことで、単体で個人を識別できるもの(氏名、住所、顔写真など)だけでなく、他の情報と照合することで識別が可能になるもの(運転免許証やパスポートの番号、メールアドレスなど)も含まれます。つまり、その人に関する情報はすべて個人情報になりうるということです。

◆個人情報を取り扱う際の注意点

- ・ 個人情報を取得し利用する際は目的を伝え、勝手に使わない。
- ・ 取得した個人情報を利用目的以外に使わない。
- ・ 個人情報を第三者に提供する際は、予め本人の同意を得る。
- ・ 個人情報を安易にインターネット上にのせたり、入力したりしない。



著作権について

誰かが創作した著作物には著作権が存在します。それは商品として売られているものにかぎった話ではありません。

誰かがSNS上に投稿した写真も、児童生徒が描いた絵も著作物であり、著作者の許可なく使うと、著作権の侵害となる可能性があります。

【児童生徒が陥りがちな「著作権」トラブル】

- ・ テレビの録画番組等を動画サイトにアップロードする。
- ・ SNSの自分のアイコンに、アニメのキャラクター等の画像を使用する。
- ・ ガイドラインを確認せずに、ゲーム実況動画をアップロードする。 など

☆【参考】「公益社団法人著作権情報センター」のサイト☆

『みんなのための著作権教室』

<http://kids.cric.or.jp/index.html>

